

巻末資料 ..... 37

資料1 委員名簿

資料2 策定経過

資料3 関係法令等

- (1) 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第五次計画)の概要
- (2) 子どもの読書活動の推進に関する法律
- (3) 学校図書館法
- (4) 文字・活字文化振興法
- (5) 視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律(読書バリアフリー法)
- (6) (答申)これからの時代に求められる国語力について
- (7) 学習指導要領(抜粋)
- (8) 第6次学校図書館図書整備等5か年計画(概要)
- (9) 学校図書館ガイドライン
- (10) 学校司書モデルカリキュラム

資料4 福井県内公共図書館一覧

資料5 令和5年度 福井県図書館統計

資料6 市町別 学校図書館図書標準の達成状況

資料7 司書教諭発令状況および学校司書配置状況

資料8 各市町策定の子ども読書活動推進計画(リンク集)

## 資料I

## 令和6年度 福井県子どもの読書活動推進会議 委員名簿

(会長、副会長以外の委員は五十音順・敬称略)

	氏名	職等
会長	森瀬 明	福井新聞社執行役員 論説主幹
副会長	石田 弥生	若狭町立図書館長
委員	有山 裕美子	滋賀文教短期大学 国文学科講師 文部科学省「令和4年度 子供の読書活動推進に関する 有識者会議」委員
委員	伊藤 仁美	福井県民間保育連盟女性部長 森田さくらこども園 園長
委員	嶋本 享恵	福井県学校図書館協議会副会長 小学校部会長 福井市和田小学校長
委員	鈴木 智子	仁愛大学人間生活学部 子ども教育学科 教授
委員	大正 公丹子	福井県学校図書館協議会会長 高等学校部会長 武生商工高等学校長
委員	坪川 祥子	いちのすけ文庫主宰(福井市つばき児童館内)
委員	藤木 洋子	福井県学校図書館協議会副会長 中学校部会長 福井市稗中学校長
委員	別司 芳子	児童文学作家 日本児童文学者協会 日本児童文芸家協会会員
委員	増谷 富由紀	福井県PTA連合会参与
委員	三田村 悦子	元守山市立図書館長、元越前市立図書館職員 滋賀文教短期大学 国文学科非常勤講師 紫ゆかりの館(紫式部と国府資料館)館長
委員	吉田 知志	福井商工会議所青年部 総務委員長 (株)吉光工業 代表取締役

(13名)

資料2 第4次福井県子どもの読書活動推進計画 策定経過

時期	会議名等	内容
令和6年 7月30日	第1180回 福井県教育委員会	・計画の策定について
8月28日	第1回 福井県子どもの読書活動推進会議	・第3次計画の成果および現状、 計画の策定について、意見交換
9月12日	子どもの読書市町担当者会議	
10月23日	第2回 福井県子どもの読書活動推進会議	・計画骨子案について、意見交換
11月22日	第1185回 福井県教育委員会	
11月29日	令和6年度 第7回市町教育長会議	
12月2日～ 12月24日	福井県議会 令和6年12月議会	・計画骨子案について説明 (総務教育常任委員会)
令和7年 1月31日	第3回 福井県子どもの読書活動推進会議	・計画案について、意見交換
○月○日	第○○○回 福井県教育委員会	
○月○日	令和6年度 第○回市町教育長会議	
2月17日～ 3月14日	福井県議会 令和6年2月議会	・計画案について説明 (総務教育常任委員会)
2月17日～ 3月5日	パブリックコメント	・計画案を県ホームページに公表し、 意見を募集
3月○日	第○○○回 福井県教育委員会	・計画の策定

# 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

## 趣旨

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定
- 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする

## 第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

### 子どもの読書活動に関する取組の現状

- 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加
- 減少している点： 図書館の児童用図書の出貸冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少

### 子どもの読書活動の現状

#### 不読率の現状

**目標**：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下  
※不読率=1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合

**現状**：不読率の推移(%) **いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない**



#### 新型コロナウイルスの感染拡大

- 各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性
- 小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇  
※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加  
(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)

#### 読書量・読解力の現状

- 1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い  
(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)  
(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)
- 日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位)  
※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い  
(OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)

## 第2章 基本の方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、**読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられる**よう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

### 1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

### 2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

### 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める

### 4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

## 第3章 子どもの読書活動の推進体制等

- 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努める
- 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める(推進法第9条)
- ※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

市町村

市町村推進計画策定率の数値目標(令和4年度末までに、市100%、町村70%以上)を達成(令和3年度:市:93.9%、町村:74.4%)

**目標:市:100% 町村:80%以上**

都道府県

- 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
- 域内市町村への助言、取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

国

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、実態把握・分析
- 地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有

## 第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

### I 共通事項

#### 1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 地域における学習資源・人的資源の共有
  - ・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリーコンソーシアムの推進等
  - ・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)
  - ・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

#### 2 人材育成

- 読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、
  - ・司書等の講習・研修等の見直し
  - ・国が実施する講習のオンライン化の推進

#### 3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

#### 4 発達段階に応じた取組

- 多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)
- 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

#### 5 子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)
- ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進(オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)
- 全ての子どもの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

### II 家庭

- 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進
  - ・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進

3

## 第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

III 地域(図書館)	IV 学校等
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進                     <ul style="list-style-type: none"> <li><b>多様な子どもたちの読書機会の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供</li> <li>・多言語・やさしい日本語による利用案内</li> <li>・地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組</li> <li>・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会</li> </ul> </li> <li><b>デジタル社会に対応した読書環境の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実</li> <li>・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)</li> </ul> </li> <li><b>子どもの視点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等への企画段階からの子どもの参画</li> <li>・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備( YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○図書館の設置・運営及び資料の充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館資料の計画的整備</li> <li>・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進</li> <li>・「望ましい基準」の見直しの検討</li> </ul> </li> <li>○司書等の配置の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進                     <ul style="list-style-type: none"> <li><b>多様な子どもたちの読書機会の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校含めた学校図書館資料の整備</li> <li>・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供</li> <li>・図書館、ボランティア等との連携(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等)</li> </ul> </li> <li><b>デジタル社会に対応した読書環境の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等)</li> <li>・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)</li> <li>・学校図書館図書情報のデータベース化</li> </ul> </li> <li><b>子どもの視点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの意見聴取の機会の確保</li> <li>・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○学校図書館資料の計画的整備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進</li> <li>・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討</li> </ul> </li> <li>○司書教諭、学校司書の配置の促進</li> </ul>

### V 民間団体

- 民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進
  - ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
  - ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
  - ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)
- 民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等

4

## 資料3(2) 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年法律第百五十四号)

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子ども健全やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

資料3(3) 学校図書館法  
(昭和二十八年法律第百八十五号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。 )及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。 )において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。 )を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。

四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。

五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及

び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。 )をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。 )を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。

二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。

三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附則抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附則(昭和三十三年五月六日法律第一三六号)抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月

一日から適用する。

附則（昭和四一年六月三〇日法律第九八号）抄  
（施行期日）

Ⅰ この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附則（平成九年六月一日法律第七六号）  
この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年六月一二日法律第一〇一号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成一五年七月一六日法律第一一七号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。  
（その他の経過措置の政令への委任）  
第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年六月二七日法律第九六号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定  
平成二十年四月一日

附則（平成二六年六月二七日法律第九三号）  
（施行期日）

Ⅰ この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。  
（検討）

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二七年六月二四日法律第四六号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

### 資料3(4) 文字・活字文化振興法 (平成十七年法律第九十一号)

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵かん養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の

総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、す

すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵かん養に十分配慮されなければならない。

#### （国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### （地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援そ

の他の必要な施策を講ずるものとする。

#### （学校教育における言語力の涵かん養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵かん養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵かん養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に關し必要な施策を講ずるものとする。

#### （文字・活字文化の国際交流）

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

#### （学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### （文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

#### （財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 資料3(5)

# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年法律第四十九号)

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

### (基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障

害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本計画等

### (基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるも

のとする。

- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

- 第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
  - 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
  - 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

### 第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

- 第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

- 第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

- 第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

- 第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組

みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

### 資料3(6) 文化審議会答申『これからの時代に求められる国語力について』 (抜粋) 平成16年2月3日

#### Ⅰ 読書活動についての基本的な認識

##### (1) 読書の重要性

読書は、人類が獲得した文化である。読書により我々は、楽しく、知識が付き、ものを考えることができる。また、あらゆる分野が用意され、簡単に享受でき、しかもそれほど費用が掛からないという特色を有する。読書習慣を身に付けることは、国語力を向上させるばかりでなく、一生の財産として生きる力ともなり、楽しみの基ともなるものである。

読書の習慣を幼いころから身に付けることが大切であるが、ここでいう読書とは、文学作品を読むことに限らず、自然科学・社会科学関係の本や新聞・雑誌を読んだり、何か

を調べるために関係する本を読んだりすることなども含めたものである。

国語力との関係でも、既に述べたように、読書は、国語力を構成している「考える力」「感じる力」「想像する力」「表す力」「国語の知識等」のいずれにもかかわり、これらの力を育てる上で中核となるものである。特に、すべての活動の基盤ともなる「教養・価値観・感性等」を生涯を通じて身に付けていくために極めて重要なものである。

昨今「読書離れ」が叫ばれて久しいが、これからの時代を考えると、読書の重要性が増すことはあっても減ることはない。情報化社会の進展は、自分でものを考えずに断片的な情報を受け取るだけの受け身の姿勢を人々にもたらしやすい。自分でものを考える必要があるからこそ、読書が一層必要になるのであり「自ら本に手を伸ばす子供を育てる」ことが切実に求められているのである。

**資料3(7) 学習指導要領等における  
読書に関する記述（抜粋）** ※下線は事務局

**幼稚園教育要領**（平成29年3月告示）

第1章 総則

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

（経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。）

1 ねらい

(3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。

**小学校学習指導要領**（平成29年3月告示）

第1章 総則

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

第2章 各教科 第1節 国語

第2 各学年の目標及び内容

（第1学年及び第2学年）

1 目標

(3) 言葉がもつよさを感じるとともに、楽しんで読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

（第3学年及び第4学年）

1 目標

(3) 言葉がもつよさに気付くとともに、幅広く読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

（第5学年及び第6学年）

1 目標

(3) 言葉がもつよさを認識するとともに、進んで読書をし、国語の大切さを自覚して、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う

**中学校学習指導要領**（平成29年3月告示）

第1章 総則

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること

第2章 各教科 第1節 国語

第2 各学年の目標及び内容

（第1学年）

1 目標

(3) 言葉がもつ価値に気付くとともに、進んで読書をし、我が国の言語文化を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

（第2学年）

1 目標

(3) 言葉がもつ価値を認識するとともに、読書を生活に役立て、我が国の言語文化を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

（第3学年）

1 目標

(3) 言葉がもつ価値を認識するとともに、読書を通して自己を向上させ、我が国の言語文化に関わり、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

**高等学校学習指導要領**（平成30年3月告示）

第1章 総則

第3款 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改

善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

## 第2章 各学科に共通する各教科

### 第1節 国語 第1 現代の国語 第2款 各科目

#### 第1 現代の国語

##### 2 内容 ア

実社会との関わりを考えるための読書の意義と効用について理解を深めること。

#### 第2 言語文化

##### 2 内容 カ

我が国の言語文化への理解につながる読書の意義と効用について理解を深めること

#### 第3 論理国語

##### 2 内容 ア

新たな考えの構築に資する読書の意義と効用について理解を深めること

#### 第4 文学国語

##### 2 内容 (2)イ

人間、社会、自然などに対するものの見方、感じ方、考え方を豊かにする読書の意義と効用について理解を深めること。

#### 第5 国語表現

##### 2 内容 (2)ア

自分の思いや考えを伝える際の言語表現を豊かにする読書の意義と効用について理解を深めること。

#### 第6 古典探究

##### 2 内容 (2)エ

先人のものの見方、感じ方、考え方に親しみ、自分のものの見方、感じ方、考え方を豊かにする読書の意義と効用について理解を深めること。

## 資料3(8) 第6次

### 「学校図書館図書整備等5か年計画」

(令和4年1月24日)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

文部科学省では、令和4年度から令和8年度を対象期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。本計画は、公立小中学校等の学校図書館における、学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的としており、本計画に基づいた地方財政措置が講じられています。

文部科学省は、本計画に基づき、公立小中学校等の学校図書館の整備充実に努めていきます。

## 計画の詳細

### 経緯と現状

#### ○学校図書館図書の整備

図書整備については、平成5年に学校図書館図書標準を定めて以降、累次の「学校図書館図書整備5か年計画」を策定し、学校図書館図書標準の達成に向けて取組を推進してきたところである。学校図書館図書標準を達成した学校の割合は増加しているものの、刊行後時間の経過とともに最新の情報を記載していない古い図書が保有されている状況である。また、図書の選定基準や廃棄基準の策定率も増加しているものの未だ半数程度に留まっており、計画的な整備が進展していない要因となっている。

※達成校の割合(平成27年→令和元年)

小学校:66.4% → 71.2% 中学校:55.3% → 61.1%

#### ○学校図書館への新聞配備

学習指導要領では、新聞を教材として活用することが位置づけられており、こうした学習を行う環境を整備するため、平成24年度から開始した第4次「学校図書館図書整備5か年計画」に新聞の配備を含めており、全ての学校での新聞の配備を推進してきたところである。また、選挙権年齢や成年年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につける上で、発達段階に応じて複数紙配備が必要である。

※配備校の割合(平成27年→令和元年) 小学校:41.1% → 56.9% 中学校:37.7% → 56.8% 高等学校:91.0% → 95.1%

#### ○学校司書の配置

学校司書については、学校図書館の運営の改善・向上、

児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に貢献してきた。従来から国としても、学校司書の配置に係る実践事例の紹介等を実施してきたところ、平成26年6月の学校図書館法の改正により、学校には、学校司書を置くよう努めるものとされた。近年、厳しい財政状況の中でも、学校司書を配置する学校は増加しており、その必要性が強く認識されている。

※配置校の割合(平成28年→令和2年) 小学校:58.8% → 69.1% 中学校:57.1% → 65.9%

令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」の結果によると、学校図書館の整備充実は進展しているものの、全ての学校での学校図書館図書標準の達成や新聞の配備には至っていない。そのため、引き続き、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備と学校司書の配置拡充を図ることが必要であり、これらの実現に向けた措置が一層必要であることを踏まえ、令和4年度からの5年間を期間とする、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定する。

### 計画の内容

令和4年度からの5年間で、全ての公立小中学校等において、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図る。

#### ○学校図書館図書の整備

社会の変化や学問の進展を踏まえた児童生徒にとって正しい情報に触れる環境の整備の観点から、学校図書館図書標準※の達成のための新たな図書の整備に加え、計画的な図書の更新を図る。

※義務教育学校においては小学校及び中学校の図書標準を、中等教育学校(前期)においては中学校の図書標準をそれぞれ参考とすること。

#### ○学校図書館への新聞配備

平成27年6月の公職選挙法等の改正による選挙権年齢の18歳以上への引下げや令和4年度からの民法に規定する成年年齢の18歳への引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることが一層重要になっており、発達段階や地域の実情に応じた、学校図書館への新聞の複数紙配備(公立小学校等:1校あたり2紙、公立中学校等:1校あたり3紙、公立高等学校等:1校あたり5紙を目安)を図る。

#### ○学校司書の配置

改正学校図書館法における、学校司書配置の努力義務

規定を踏まえ、学校司書の各学校図書館への配置の推進を図る。

【参考】第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づく経費に係る地方財政措置5か年計2,400億円(単年度480億円)

(内訳)

学校図書館図書の整備:995億円(単年度199億円)  
うち不足冊数分:195億円(単年度39億円)／更新冊数分:800億円(単年度160億円)

(小学校、中学校、特別支援学校(小学部・中学部)、義務教育学校、中等教育学校(前期))

学校図書館への新聞配備:190億円(単年度38億円)

(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校)

学校司書の配置:1,215億円(単年度243億円)

(小学校、中学校、特別支援学校(小学部・中学部)、義務教育学校、中等教育学校(前期))

**本計画に基づく学校図書館の整備に当たっての留意事項**

○「学校図書館ガイドライン」の活用について

学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」(平成28年11月策定)の活用を引き続き図ること。

○学校図書館図書の計画的な整備について

学校図書館長の役割も担っている校長のリーダーシップのもと、図書の現状把握を行い、図書の選定、廃棄・更新が適切に行われるよう、図書選定を行うための校内組織の設置、選定基準及び廃棄基準の策定に努めること。

○新聞の複数紙配備について

本計画においては、新たに小学校においても複数紙配備に必要な経費を盛り込んだところであり、児童生徒の発達段階、学校・地域の実情に応じた適切な新聞の複数紙配備に努めること。全国紙・地方紙以外では、小学生新聞、中高生新聞、専門紙、英字新聞などが想定されること。

○学校司書の適切な配置について

学校司書の配置にあたっては、その専門性等が一層発揮できるように、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮の上、司書教諭の授業負担の軽減と合わせて学校図書館の人的整備の拡充を図られたいこと。また、特別支援学校については、読書バリアフリー法の成立などを踏まえ、その配置の拡充に努められたいこと。

○教育委員会における支援の充実について

各教育委員会においては、学校及び学校図書館への支援のため、学校図書館担当指導主事の配置、定期的な研修の実施のほか、学校図書館支援センターの設置及び活用、学校図書館指導員等の配置などに努められたいこと。

○学校図書館図書等の更なる整備充実の進め方について

本計画に基づく学校図書館図書等の更なる整備充実に必要な経費は、それぞれの地域で必要性や整備水準等についての議論を深め、予算額に反映することが重要であること。そのためには、各教育委員会においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、各地方自治体に設置される総合教育会議において、計画的な図書整備等について、首長と教育委員会が協議・調整することも有効と考えられること。

## 地方交付税算定額の試算方法

あなたの自治体や学校の、図書・新聞・学校司書費として措置されている、地方交付税算定額を試算してみましょう。

各自治体において、**学校図書館の現状把握**とそれに基づく**適切な予算措置**をお願いします。

**小学校・中学校の例** あなたの自治体や学校の学級数・学校数・生徒数を代入しましょう。 算定額はこちらです。予算額と比較してみましょう。

<b>①図書費</b>		<b>小学校</b>	<input type="text"/>	学級	<b>×</b>	<b>40.7</b> 千円 <sup>※1</sup>	<b>=</b>	<input type="text"/>	千円
		<b>中学校</b>	<input type="text"/>	学級	<b>×</b>	<b>63.1</b> 千円 <sup>※2</sup>	<b>=</b>	<input type="text"/>	千円
<b>②新聞費</b>		<b>小学校</b>	<input type="text"/>	学級	<b>×</b>	<b>3.5</b> 千円 <sup>※3</sup>	<b>=</b>	<input type="text"/>	千円
		<b>中学校</b>	<input type="text"/>	学級	<b>×</b>	<b>12.8</b> 千円 <sup>※4</sup>	<b>=</b>	<input type="text"/>	千円
<b>③学校司書費</b>		<b>小学校</b>	<input type="text"/>	校	<b>×</b>	<b>1,157</b> 千円 <sup>※5</sup>	<b>=</b>	<input type="text"/>	千円
		<b>中学校</b>	<input type="text"/>	校	<b>×</b>	<b>1,111</b> 千円 <sup>※6</sup>	<b>=</b>	<input type="text"/>	千円

【地方交付税の算定に用いる標準施設の状態】  
 ※1 学校図書館図書整備の一冊あたり(73.3千円)／施設規模(18学級)＝1学級当たりの一冊あたり(40.7千円)  
 ※2 同上  
 ※3 同上  
 ※4 同上  
 ※5 令和5年度ベース  
 ※6 同上

第6次「学校図書館等整備等5か年計画」概要資料  
(令和6年3月)より

## 資料3(9) 「学校図書館ガイドライン」

(平成 28 年 12 月)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とする。

- (1) 学校図書館の目的・機能
- (2) 学校図書館の運営
- (3) 学校図書館の利活用
- (4) 学校図書館に携わる教職員等
- (5) 学校図書館における図書館資料
- (6) 学校図書館の施設
- (7) 学校図書館の評価

### (1) 学校図書館の目的・機能

- ・ 学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。
- ・ 学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

### (2) 学校図書館の運営

- ・ 校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。
- ・ 学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書

館の運営に主体的に関わることも有効である。

- ・ 学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。
- ・ 学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。
- ・ 学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

### (3) 学校図書館の利活用

- ・ 学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。
- ・ 学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。
- ・ 学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。
- ・ 学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが望ましい。
- ・ 学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

#### (4) 学校図書館に携わる教職員等

- ・ 学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員(教諭等)、学校司書等がおり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。
- ・ 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。
- ・ 教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。
- ・ 学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。
- ・ 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。
- ・ 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という 3 つの観点に分けられる。
- ・ また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たる

ことも有効である。

- ・ また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

#### (5) 学校図書館における図書館資料

##### 1 図書館資料の種類

- ・ 学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料(CD、DVD等)、電子資料(CD-ROM、ネットワーク情報資源(ネットワークを介して得られる情報コンテンツ)等)、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。
- ・ 学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるよう、学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。
- ・ 選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。
- ・ 小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。
- ・ 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデージー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。

##### 2 図書館資料の選定・提供

- ・ 学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。

- ・ 図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。
- ・ 学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学(読み物)やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。
- ・ 学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

### 3 図書館資料の整理・配架

- ・ 学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本十進分類法(NDC)により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。
- ・ 図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。
- ・ 館内の配架地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探ることができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するように配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や実物、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。
- ・ 学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に利活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

### 4 図書館資料の廃棄・更新

- ・ 学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の

観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・更新に努めることが望ましい。

- ・ 図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- ・ 廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

### (6) 学校図書館の施設

- ・ 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。
- ・ また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニングの視点からの学び)を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

### (7) 学校図書館の評価

- ・ 学校図書館の運営の改善のため、PDCAサイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。
- ・ 評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。
- ・ 評価は、図書館資料の状況(蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等)、学校図書館の利活用の状況(授業での活用状況、開館状況等)、児童生徒の状況(利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等)等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット(学校目線の成果)・アウトカム(児童生徒目線の成果)の観点から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット(施設・設備、予算、人員等)の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。

## 「学校司書のモデルカリキュラム」(平成31年4月1日以降)

	科目名	司書	教職課程	司書教諭	単位数
学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目	学校図書館概論			※	2
	図書館情報技術論	○			2
	図書館情報資源概論	○			2
	情報資源組織論	○			2
	情報資源組織演習	○			2
	学校図書館サービス論				2
	学校図書館情報サービス論	※			2
児童生徒に対する教育支援に関する科目	学校教育概論		※		2
	学習指導と学校図書館			○	2
	読書と豊かな人間性			○	2

なお、単位の計算方法は、大学設置基準等によるものとする。

計 20

※「学校図書館概論」は、司書教諭の科目「学校経営と学校図書館」を履修した場合には、「学校図書館概論」を履修したものと読み替えることも可能とする。

※「学校図書館情報サービス論」は、司書資格の科目「情報サービス論」又は「情報サービス演習」において「学校図書館情報サービス論」の内容のうち1)、5)、6)の内容を含んだ科目として、この2科目の両方を履修した場合には、「学校図書館情報サービス論」を履修したものと読み替えることも可能とする。

※「学校教育概論」は、教科及び教職に関する科目のうち、以下の内容を含む科目をすべて履修した場合には、「学校教育概論」を履修したものと読み替えることも可能とする。

教育の基礎的理解に関する科目のうち、

- ・「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」の事項を含む科目
- ・「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の事項を含む科目
- ・「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の事項を含む科目
- ・「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」の事項を含む科目

## 学校司書のモデルカリキュラムのねらいと内容

	科目名	ねらい	内容
学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目	学校図書館概論	学校図書館の教育的意義や学校司書の職務などの基本的事項についての理解を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)学校図書館の理念と教育的意義</li> <li>2)教育行政と学校図書館</li> <li>3)学校経営における学校図書館</li> <li>4)学校図書館の経営(人, 資料, 予算, 評価等)</li> <li>5)学校図書館の施設・設備</li> <li>6)学校司書の職務(教育指導への支援を含む)と教職員との協働, 研修</li> <li>7)学校図書館メディアの選択と管理, 提供</li> <li>8)学校図書館活動</li> <li>9)図書館の相互協力とネットワーク</li> </ol>
	図書館情報技術論	図書館業務に必要な基礎的な情報技術を修得するために, コンピュータ等の基礎, 図書館業務システム, データベース, 検索エンジン, 電子資料, コンピュータシステム等について解説し, 必要に応じて演習を行う。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)コンピュータとネットワークの基礎</li> <li>2)情報技術と社会</li> <li>3)図書館における情報技術活用の現状</li> <li>4)図書館業務システムの仕組み(ホームページによる情報の発信を含む)</li> <li>5)データベースの仕組み</li> <li>6)検索エンジンの仕組み</li> <li>7)電子資料の管理技術</li> <li>8)コンピュータシステムの管理(ネットワークセキュリティ, ソフトウェア及びデータ管理を含む)</li> <li>9)デジタルアーカイブ</li> <li>10)最新の情報技術と図書館</li> </ol>
	図書館情報資源概論	印刷資料・非印刷資料・電子資料とネットワーク情報資源からなる図書館情報資源について, 類型と特質, 歴史, 生産, 流通, 選択, 収集, 保存, 図書館業務に必要な情報資源に関する知識等の基本を解説する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)印刷資料・非印刷資料の類型と特質(図書・雑誌・新聞, 主要な一次・二次資料, 資料の歴史を含む)</li> <li>2)電子資料, ネットワーク情報資源の類型と特質</li> <li>3)地域資料, 行政資料(政府刊行物), 灰色文献</li> <li>4)情報資源の生産(出版)と流通(主な出版者に関する基本的知識を含む)</li> <li>5)図書館業務と情報資源に関する知識(主な著者に関する基本的知識を含む)</li> <li>6)コレクション形成の理論(資料の選択・収集・評価)</li> <li>7)コレクション形成の方法(選択ツールの利用, 選定・評価)</li> <li>8)人文・社会科学分野の情報資源とその特性</li> <li>9)科学技術分野, 生活分野の情報資源とその特性</li> <li>10)資料の受入・除籍・保存・管理(装備・補修・排架・展示・点検等を含む)</li> </ol>
	情報資源組織論	印刷資料・非印刷資料・電子資料とネットワーク情報資源からなる図書館情報資源の組織化の理論と技術について, 書誌コントロール, 書誌記述法, 主題分析, メタデータ, 書誌データの活用方法を解説する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)情報資源組織化の意義と理論</li> <li>2)書誌コントロールと標準化</li> <li>3)書誌記述法(主要な書誌記述規則)</li> <li>4)主題分析の意義と考え方</li> <li>5)主題分析と分類法(主要な分類法)</li> <li>6)主題分析と索引法(主要な統制語彙)</li> <li>7)書誌情報の作成と流通(MARC, 書誌ユーティリティ)</li> <li>8)書誌情報の提供(OPACの管理と運用)</li> <li>9)ネットワーク情報資源の組織化とメタデータ</li> <li>10)多様な情報資源の組織化(地域資料, 行政資料等)</li> </ol>
	情報資源組織演習	多様な情報資源に関する書誌データの作成, 主題分析, 分類作業, 統制語彙の適用, メタデータの作成等の演習を通して, 情報資源組織業務について実践的な能力を養成する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)書誌データ作成の実際</li> <li>2)主題分析と分類作業の実際</li> <li>3)主題分析と統制語彙適用の実際</li> <li>4)集中化・共同化による書誌データ作成の実際</li> <li>5)書誌データ管理・検索システムの構築</li> <li>6)ネットワーク情報資源のメタデータ作成の実際</li> </ol>

学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目	学校図書館サービス論	学校図書館における児童生徒及び教職員へのサービスの考え方や各種サービス活動についての理解を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 学校図書館サービスの考え方と構造</li> <li>2) 学校図書館の環境整備(利用案内, 配架・案内表示, 展示・掲示, 修理・製本)</li> <li>3) 学校図書館の運営(年間運営計画, 基準・マニュアル類, 記録・統計, 会計・文書管理)</li> <li>4) 学校図書館利用のガイダンス</li> <li>5) 資料・情報の提供(利用案内, 貸出, 予約サービス, 資料紹介・案内, 資料相談)</li> <li>6) 児童生徒への読書支援(図書館行事, 図書リスト, 読書推進活動, 読書相談)</li> <li>7) 児童生徒への学習支援(教科等の指導に関する支援, 特別活動の指導に関する支援, 情報活用能力の育成に関する支援)</li> <li>8) 特別の支援を必要とする児童生徒に対する支援</li> <li>9) 教職員への支援(資料相談, 情報提供, 教材準備に関する支援, ティームティーチング)</li> <li>10) 広報・渉外活動(学校図書館便り, HPの活用, 学校行事等との連携)</li> </ol>
	学校図書館情報サービス論	情報サービスの種類や各種情報源の特性の理解を図るとともに, 必要に応じて演習を行い, 児童生徒に資料・情報を適切に提供できる能力の育成を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 学校図書館における情報サービスの意義</li> <li>2) 情報サービスの理論と実際(種類, プロセス, 情報検索)</li> <li>3) レファレンスコレクションの整備(参考資料, 地域資料, ファイル資料, 二次資料, 各種資料リスト, パスファインダー, リンク集)</li> <li>4) 各種情報源の比較と評価(児童生徒の発達段階を踏まえる)</li> <li>5) 児童生徒及び教職員からの相談・質問への対応</li> <li>6) 情報サービスの提供による探究的な学習の支援</li> <li>7) 情報サービスと著作権</li> </ol>
児童生徒に対する教育支援に関する科目	学校教育概論	学校教育や児童生徒の心身の発達などの基本的事項についての理解を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 学校教育の意義と目標</li> <li>2) 教育行政と学校教育</li> <li>3) 教育課程の意義と学習指導要領</li> <li>4) 学校教育と教科書</li> <li>5) 児童生徒の心身の発達及び学習の過程</li> <li>6) 特別の支援を必要とする児童生徒に対する理解</li> <li>7) 学校教育に関する現代的諸課題</li> </ol>
	学習指導と学校図書館	学習指導における学校図書館メディア活用についての理解を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 教育課程と学校図書館</li> <li>2) 発達段階に応じた学校図書館メディアの選択</li> <li>3) 児童生徒の学校図書館メディア活用能力の育成</li> <li>4) 学習過程における学校図書館メディア活用の実際</li> <li>5) 学習指導における学校図書館の活用</li> <li>6) 情報サービス(レファレンスサービス等)</li> <li>7) 教師への支援と働きかけ</li> </ol>
	読書と豊かな人間性	児童生徒の発達段階に応じた読書教育の理念と方法の理解を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 読書の意義と目的</li> <li>2) 読書と心の教育(読書の習慣形成を含む)</li> <li>3) 発達段階に応じた読書の指導と計画</li> <li>4) 児童・生徒向け図書の種類と活用(漫画等の利用方法を含む)</li> <li>5) 読書の指導方法(読み聞かせ, ストーリーテリング, ブックトーク等)</li> <li>6) 家庭, 地域, 公共図書館等との連携</li> </ol>

※「学校図書館概論」は, 司書教諭の科目「学校経営と学校図書館」を履修した場合には, 「学校図書館概論」を履修したものと読み替えることも可能とする。

※「学校図書館情報サービス論」は, 司書資格の科目「情報サービス論」又は「情報サービス演習」において「学校図書館情報サービス論」の内容のうち1), 5), 6)の内容を含んだ科目として, この2科目の両方を履修した場合には, 「学校図書館情報サービス論」を履修したものと読み替えることも可能とする。

※「学校教育概論」は, 教科及び教職に関する科目のうち, 以下の内容を含む科目をすべて履修した場合には, 「学校教育概論」を履修したものと読み替えることも可能とする。

教育の基礎的理解に関する科目のうち,

- ・「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」の事項を含む科目
- ・「幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の事項を含む科目
- ・「特別の支援を必要とする幼児, 児童及び生徒に対する理解」の事項を含む科目
- ・「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」の事項を含む科目

	図書館名	住所	休館日	開館時間
1	福井県立図書館	福井市下馬町51-11	月(祝日は開館)・第4木・祝日の翌日(翌日が土日祝日は開館)	9:00~19:00(土・日・祝 ~18:00)
2	福井県立若狭図書学習センター	小浜市南川町6-11		
3	福井市立図書館	福井市文京2-7-7	月・第3日・祝日	10:00~19:00(土・日 ~18:00)
4	福井市立みどり図書館	福井市若杉3-301	火・第1日・祝日	10:00~19:00(土・日 ~18:00)
5	福井市立清水図書館	福井市風巻町21-17	月・第3日・祝日	10:00~18:00
6	福井市立桜木図書館	福井市手寄1-4-1 アオッサ4F	第3木	10:00~21:00(土・日・祝 ~18:00)
7	福井市立美山図書館	福井市美山町2-12	月・第3日・祝日	10:00~18:00
8	敦賀市立図書館	敦賀市東洋町2-1	月・第3木・第3日	10:00~19:00(土・日 ~18:00)
9	小浜市立図書館	小浜市小浜白鬚112	火・第3日・第4水・祝日	10:00~18:00(土・日:9:00~17:00)[12月~3月 10:00~18:00(土・日:9:00~17:00)]
10	大野市図書館	大野市天神町2-4	月・第3日・祝日(ハッピーマンデーを除く)	10:00~18:00(日 9:00~17:00)
11	勝山市立図書館	勝山市昭和町1-7-28	月・最終木	9:30~19:00(土・日・祝 ~17:00)
12	鯖江市図書館	鯖江市水落町2-25-28	月および第4木(これらが祝日の場合は翌日)	9:30~19:00(火・土・日・祝~18:00)
13	あわら市芦原図書館	あわら市二面32-21	月・第4木・国民の祝日に関する法律に規定する休日	9:30~18:00
14	あわら市金津図書館	あわら市春宮2-14-1	月および第4木(これらが祝日の場合は翌日)	
15	越前市中央図書館	越前市高瀬2-7-24	月・第1木(いずれも祝日が重なる場合は開館)	9:30~18:00(水・木・金 ~19:00)
16	越前市今立図書館	越前市定友町21-3-1	月・第4木・祝日	9:30~18:00(金 ~19:00)
17	坂井市立三国図書館	坂井市三国町神明1-4-20	月・第1木(月が祝日の場合は翌日、第1木が祝日の場合は第2木)	9:30~18:30
18	坂井市立丸岡図書館	坂井市丸岡町霞町3-10-1		
19	坂井市立春江図書館	坂井市春江町西太郎丸15-22		
20	坂井市立坂井図書館	坂井市坂井町下新庄12-3-1		
21	永平寺町立図書館	永平寺町松岡神明3-89-1	月・月末日	10:00~18:00(火・木 ~20:00)
22	永平寺町立図書館永平寺館	永平寺町東古市10-5		10:00~18:00
23	永平寺町立図書館上志比館	永平寺町石上29-67-1		
24	池田町立図書館	池田町稲荷35-5	第3日・祝日	9:30~18:00(日 ~17:00)
25	南越前町立南条図書館	南越前町牧谷29-15-1	月・第3日	9:30~18:00
26	南越前町立今庄図書館	南越前町今庄84-25		
27	南越前町立河野図書館	南越前町河野2-29-1		
28	越前町立図書館	越前町西田中2-210	月・祝日の翌日(土・日・祝日にあたる場合は開館)	10:00~18:00
29	越前町立図書館織田分館	越前町織田153-1-8		
30	越前町立図書館宮崎分館	越前町江波50-80-1		
31	越前町立図書館越前分館	越前町道口1-24-1		
32	美浜町立図書館	美浜町郷市29-3	月・第4水(月が祝日の場合は翌日休館)	9:00~18:00
33	高浜町中央図書館	高浜町立石13-7	火(祝日の場合は開館・翌日休館)	9:00~18:00
34	おおい町立大飯図書館	おおい町成和2-1-1	月(祝日の場合は開館・翌日休館)・第4木	9:00~18:00
35	おおい町立名田庄図書館	おおい町名田庄久坂3-21-1	火(祝日の場合は開館・翌日休館)	
36	若狭町立図書館パレア館	若狭町市場18-18	火	9:00~18:00(金 ~20:00)
37	若狭町立図書館リブラ館	若狭町中央1-2		10:00~18:00

出典:令和6年度 福井県内公共図書館調査集計表(令和5年度実績)

資料5 令和5年度 福井県図書館統計

	図書館名	来館者数	蔵書数		個人貸出冊数	
				うち児童書		うち児童書
1	福井県立図書館	504,669	1,102,716	109,181	606,202	194,641
2	福井県立若狭図書学習センター	115,633	301,647	49,414	88,082	29,549
	(福井県立図書館計)	620,302	1,404,363	158,595	694,284	224,190
3	福井市立図書館	24,667	476,145	87,862	103,857	28,515
4	福井市立みどり図書館	211,616	394,730	81,069	486,733	185,008
5	福井市立清水図書館	10,446	95,035	36,596	25,873	8,798
6	福井市立桜木図書館	269,076	250,116	52,201	268,368	79,359
7	福井市立美山図書館	14,010	40,900	14,734	12,236	4,280
	(福井市立図書館計)	529,815	1,256,926	272,462	897,067	305,960
8	敦賀市立図書館	138,761	284,217	68,295	215,337	78,564
9	小浜市立図書館		190,667	66,536	78,913	48,771
10	大野市図書館	92,006	234,542	56,812	114,627	38,171
11	勝山市立図書館	66,275	154,680	39,840	102,770	44,368
12	鯖江市図書館	202,297	378,222	85,595	330,639	144,239
13	あわら市芦原図書館	16,250	72,407	23,688	34,749	16,399
14	あわら市金津図書館	41,741	104,828	38,854	94,112	49,382
	(あわら市図書館計)	57,991	177,235	62,542	128,861	65,781
15	越前市中央図書館	219,153	449,571	84,202	403,142	157,351
16	越前市今立図書館	42,481	134,937	37,763	56,206	25,496
	(越前市立図書館計)	261,634	584,508	121,965	459,348	182,847
17	坂井市立三国図書館	90,396	142,748	37,637	134,876	46,748
18	坂井市立丸岡図書館	75,458	187,982	44,712	133,448	48,997
19	坂井市立春江図書館	147,787	202,594	41,843	282,597	110,562
20	坂井市立坂井図書館	72,454	106,265	36,574	193,514	53,680
	(坂井市立図書館計)	386,095	639,589	160,766	744,435	259,987
21	永平寺町立図書館	32,896	99,448	32,997	67,219	32,115
22	永平寺町立永平寺図書館	8,460	30,020	12,412	16,330	8,949
23	永平寺町立上志比図書館	6,981	40,785	15,065	19,010	11,373
	(永平寺町立図書館計)	48,337	170,253	60,474	102,559	52,437
24	池田町立図書館	2,393	46,896	14,713	5,021	2,178
25	南越前町立南条図書館	9,796	43,104	14,527	24,023	12,573
26	南越前町立今庄図書館	5,187	44,929	17,647	10,291	4,334
27	南越前町立河野図書館	2,023	35,025	11,046	5,845	2,946
	(南越前町立図書館計)	17,006	123,058	43,220	40,159	19,853
28	越前町立図書館	15,224	114,901	40,014	33,637	15,716
29	越前町立織田図書館	7,137	44,833	13,373	14,821	6,282
30	越前町立宮崎図書館	5,023	28,058	12,622	12,909	7,242
31	越前町立越前図書館	2,342	27,473	9,386	5,014	1,597
	(越前町立図書館計)	29,726	215,265	75,395	66,381	30,837
32	美浜町立図書館	50,645	84,796	29,439	76,813	22,911
33	高浜町中央図書館	28,531	97,788	21,653	61,619	15,421
34	おおい町立大飯図書館	18,917	79,431	29,849	44,145	27,258
35	おおい町立名田庄図書館	10,949	78,190	24,154	35,312	20,164
	(おおい町立図書館計)	29,866	157,621	54,003	79,457	47,422
36	若狭町立図書館パレア館	49,695	64,840	24,513	54,330	10,057
37	若狭町立図書館リブラ館	17,091	56,620	23,311	39,316	7,572
	(若狭町立図書館計)	66,786	121,460	47,824	93,646	17,629
	計	2,628,466	6,322,086	1,440,129	4,291,936	1,601,566

出典: 令和6年度 福井県内公共図書館調査集計表(令和5年度実績)

## 市町別 学校図書館図書標準の達成状況

※令和元年度末現在

		公立小学校						公立中学校					
		25%未満	25~50%未満	50~75%未満	75~100%未満	達成 (100%以上)	達成率	25%未満	25~50%未満	50~75%未満	75~100%未満	達成 (100%以上)	達成率
	全国	23	109	1,101	4,200	13,416	71.2%	27	163	942	2,416	5,572	61.1%
	福井県	0	1	8	33	145	77.5%	0	2	5	18	49	66.2%
1	福井市	0	0	0	9	41	82.0%	0	0	0	8	15	65.2%
2	敦賀市	0	0	0	0	13	100.0%	0	0	0	1	4	80.0%
3	小浜市	0	0	0	2	7	77.8%	0	0	0	1	1	50.0%
4	大野市	0	0	1	3	6	60.0%	0	1	1	0	3	60.0%
5	勝山市	0	0	0	1	8	88.9%	0	0	0	1	2	66.7%
6	鯖江市	0	0	0	3	9	75.0%	0	0	0	0	3	100.0%
7	あわら市	0	0	2	1	4	57.1%	0	0	0	1	1	50.0%
8	越前市	0	0	0	0	17	100.0%	0	0	1	1	5	71.4%
9	坂井市	0	0	1	8	10	52.6%	0	0	0	1	4	80.0%
10	永平寺町	0	0	1	0	6	85.7%	0	0	0	2	1	33.3%
11	池田町	0	0	0	0	1	100.0%	0	0	0	0	1	100.0%
12	南越前町	0	0	0	0	4	100.0%	0	0	0	0	3	100.0%
13	越前町	0	0	0	0	8	100.0%	0	0	1	0	3	75.0%
14	美浜町	0	0	0	1	2	66.7%	0	0	0	0	1	100.0%
15	高浜町	0	0	1	1	2	50.0%	0	1	0	1	0	0.0%
16	おおい町	0	0	1	2	1	25.0%	0	0	0	1	1	50.0%
17	若狭町	0	1	1	2	6	60.0%	0	0	2	0	0	0.0%
						福井県立高志中学校		0	0	0	0	1	100.0%

「令和2年度 学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)より

### 司書教諭発令状況および学校司書配置状況(公立小学校)

※令和2年5月1日現在

※令和5年5月1日現在

		司書教諭(R2)								学校司書(R5)		
		学校数	司書教諭 発令校	12学級以上の学校			11学級以下の学校			学校数	学校司書 配置校	割合
				学校数	司書教諭 発令校	発令率	学校数	司書教諭 発令校	発令率			
	合計	18,894	13,211	10,791	10,727	99.4%	8,103	2,484	30.7%	15,531	10,615	68.3%
1	北海道	981	534	476	471	98.9%	505	63	12.5%	738	254	34.4%
2	青森県	267	144	102	102	100.0%	165	42	25.5%	248	56	22.6%
3	岩手県	300	93	91	91	100.0%	209	2	1.0%	268	154	57.5%
4	宮城県	368	208	191	187	97.9%	177	21	11.9%	229	145	63.3%
5	秋田県	189	71	61	60	98.4%	128	11	8.6%	173	99	57.2%
6	山形県	236	88	78	78	100.0%	158	10	6.3%	225	115	51.1%
7	福島県	411	220	160	160	100.0%	251	60	23.9%	377	289	76.7%
8	茨城県	468	415	249	249	100.0%	219	166	75.8%	441	343	77.8%
9	栃木県	347	269	169	169	100.0%	178	100	56.2%	333	267	80.2%
10	群馬県	303	238	192	192	100.0%	111	46	41.4%	297	263	88.6%
11	埼玉県	806	730	614	609	99.2%	192	121	63.0%	690	455	65.9%
12	千葉県	763	624	513	513	100.0%	250	111	44.4%	637	511	80.2%
13	東京都	1,267	1,150	1,074	1,047	97.5%	193	103	53.4%	1,262	488	38.7%
14	神奈川県	849	809	761	760	99.9%	88	49	55.7%	325	297	91.4%
15	新潟県	447	261	181	181	100.0%	266	80	30.1%	326	203	62.3%
16	富山県	177	112	83	83	100.0%	94	29	30.9%	174	163	93.7%
17	石川県	199	121	102	102	100.0%	97	19	19.6%	197	194	98.5%
18	福井県	187	142	67	67	100.0%	120	75	62.5%	184	101	54.9%
19	山梨県	166	82	74	74	100.0%	92	8	8.7%	165	162	98.2%
20	長野県	353	203	182	182	100.0%	171	21	12.3%	341	312	91.5%
21	岐阜県	364	235	173	173	100.0%	191	62	32.5%	348	321	92.2%
22	静岡県	497	354	311	311	100.0%	186	43	23.1%	302	255	84.4%
23	愛知県	961	786	737	732	99.3%	224	54	24.1%	697	377	54.1%
24	三重県	345	213	153	153	100.0%	192	60	31.3%	341	109	32.0%
25	滋賀県	218	162	135	135	100.0%	83	27	32.5%	218	150	68.8%
26	京都府	352	305	227	227	100.0%	125	78	62.4%	197	137	69.5%
27	大阪府	971	888	815	808	99.1%	156	80	51.3%	585	490	83.8%
28	兵庫県	738	500	446	446	100.0%	292	54	18.5%	561	334	59.5%
29	奈良県	191	155	133	133	100.0%	58	22	37.9%	180	87	48.3%
30	和歌山県	231	113	79	78	98.7%	152	35	23.0%	227	151	66.5%
31	鳥取県	117	117	64	64	100.0%	53	53	100.0%	113	113	100.0%
32	島根県	198	163	56	55	98.2%	142	108	76.1%	194	179	92.3%
33	岡山県	378	235	136	136	100.0%	242	99	40.9%	279	259	92.8%
34	広島県	458	374	235	235	100.0%	223	139	62.3%	301	243	80.7%
35	山口県	278	187	105	105	100.0%	173	82	47.4%	272	245	90.1%
36	徳島県	165	63	50	50	100.0%	115	13	11.3%	162	37	22.8%
37	香川県	151	102	88	88	100.0%	63	14	22.2%	150	138	92.0%
38	愛媛県	271	203	105	105	100.0%	166	98	59.0%	269	19	7.1%
39	高知県	187	56	52	52	100.0%	135	4	3.0%	182	80	44.0%
40	福岡県	712	517	460	456	99.1%	252	61	24.2%	428	366	85.5%
41	佐賀県	155	95	74	74	100.0%	81	21	25.9%	154	138	89.6%
42	長崎県	312	116	114	113	99.1%	198	3	1.5%	304	256	84.2%
43	熊本県	331	156	150	150	100.0%	181	6	3.3%	232	179	77.2%
44	大分県	248	86	83	83	100.0%	165	3	1.8%	245	244	99.6%
45	宮崎県	229	109	95	95	100.0%	134	14	10.4%	226	137	60.6%
46	鹿児島県	493	241	133	133	100.0%	360	108	30.0%	479	466	97.3%
47	沖縄県	259	166	162	160	98.8%	97	6	6.2%	255	234	91.8%

司書教諭は「令和2年度 学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)、  
学校司書は「令和5年度 公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」(文部科学省)より

### 司書教諭発令状況および学校司書配置状況(公立中学校)

※令和2年5月1日現在

※令和5年5月1日現在

		司書教諭(R2)								学校司書(R5)		
		学校数	司書教諭 発令校	12学級以上の学校			11学級以下の学校			学校数	学校司書 配置校	割合
				学校数	司書教諭 発令校	発令率	学校数	司書教諭 発令校	発令率			
	合計	9,143	5,875	4,482	4,431	98.9%	4,661	1,444	31.0%	7,582	5,057	55.3%
1	北海道	560	226	176	174	98.9%	384	52	13.5%	443	116	26.2%
2	青森県	153	65	33	33	100.0%	120	32	26.7%	144	35	24.3%
3	岩手県	149	45	42	42	100.0%	107	3	2.8%	144	76	52.8%
4	宮城県	197	96	82	79	96.3%	115	17	14.8%	123	76	61.8%
5	秋田県	109	40	29	29	100.0%	80	11	13.8%	102	62	60.8%
6	山形県	94	53	49	49	100.0%	45	4	8.9%	91	44	48.4%
7	福島県	213	99	62	62	100.0%	151	37	24.5%	202	152	75.2%
8	茨城県	215	193	125	125	100.0%	90	68	75.6%	211	159	75.4%
9	栃木県	153	127	85	85	100.0%	68	42	61.8%	146	115	78.8%
10	群馬県	160	110	71	71	100.0%	89	39	43.8%	150	128	85.3%
11	埼玉県	413	367	270	269	99.6%	143	98	68.5%	354	224	63.3%
12	千葉県	368	288	215	215	100.0%	153	73	47.7%	306	238	77.8%
13	東京都	608	419	298	284	95.3%	310	135	43.5%	606	280	46.2%
14	神奈川県	404	374	327	320	97.9%	77	54	70.1%	173	160	92.5%
15	新潟県	222	109	75	75	100.0%	147	34	23.1%	166	97	58.4%
16	富山県	75	43	34	34	100.0%	41	9	22.0%	73	65	89.0%
17	石川県	82	59	47	47	100.0%	35	12	34.3%	78	77	98.7%
18	福井県	74	54	37	37	100.0%	37	17	45.9%	72	33	45.8%
19	山梨県	80	31	30	30	100.0%	50	1	2.0%	79	79	100.0%
20	長野県	183	99	89	89	100.0%	94	10	10.6%	171	155	90.6%
21	岐阜県	175	105	76	76	100.0%	99	29	29.3%	172	156	90.7%
22	静岡県	261	176	145	145	100.0%	116	31	26.7%	163	138	84.7%
23	愛知県	411	343	311	306	98.4%	100	37	37.0%	297	144	48.5%
24	三重県	148	88	71	71	100.0%	77	17	22.1%	147	45	30.6%
25	滋賀県	96	71	64	64	100.0%	32	7	21.9%	96	63	65.6%
26	京都府	161	129	90	90	100.0%	71	39	54.9%	91	64	70.3%
27	大阪府	452	397	364	353	97.0%	88	44	50.0%	279	238	85.3%
28	兵庫県	335	238	193	193	100.0%	142	45	31.7%	248	143	57.7%
29	奈良県	98	65	53	50	94.3%	45	15	33.3%	95	50	52.6%
30	和歌山県	116	41	27	27	100.0%	89	14	15.7%	115	78	67.8%
31	鳥取県	52	52	22	22	100.0%	30	30	100.0%	50	50	100.0%
32	島根県	92	76	23	23	100.0%	69	53	76.8%	90	80	88.9%
33	岡山県	153	99	70	70	100.0%	83	29	34.9%	113	105	92.9%
34	広島県	232	168	92	92	100.0%	140	76	54.3%	163	125	76.7%
35	山口県	141	90	53	53	100.0%	88	37	42.0%	140	122	87.1%
36	徳島県	79	40	27	26	96.3%	52	14	26.9%	80	18	22.5%
37	香川県	67	46	41	40	97.6%	26	6	23.1%	63	61	96.8%
38	愛媛県	126	93	46	46	100.0%	80	47	58.8%	125	3	2.4%
39	高知県	105	27	20	20	100.0%	85	7	8.2%	90	38	42.2%
40	福岡県	329	225	191	189	99.0%	138	36	26.1%	191	157	82.2%
41	佐賀県	84	41	31	31	100.0%	53	10	18.9%	83	74	89.2%
42	長崎県	169	52	38	38	100.0%	131	14	10.7%	165	138	83.6%
43	熊本県	160	63	62	62	100.0%	98	1	1.0%	117	96	82.1%
44	大分県	116	42	41	41	100.0%	75	1	1.3%	114	113	99.1%
45	宮崎県	126	37	34	34	100.0%	92	3	3.3%	120	72	60.0%
46	鹿児島県	205	95	52	52	100.0%	153	43	28.1%	203	191	94.1%
47	沖縄県	142	79	69	68	98.6%	73	11	15.1%	138	124	89.9%

司書教諭は「令和2年度 学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)、  
学校司書は「令和5年度 公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」(文部科学省)より

司書教諭発令状況および学校司書配置状況(公立高等学校)

※令和2年5月1日現在

※令和5年5月1日現在

		司書教諭(R2)								学校司書(R5)		
		学校数	司書教諭 発令校	12学級以上の学校			11学級以下の学校			学校数	学校司書 配置校	割合
				学校数	司書教諭 発令校	発令率	学校数	司書教諭 発令校	発令率			
	合計	3,449	2,972	2,736	2,695	98.5%	713	277	38.8%	3,414	2,435	70.6%
1	北海道	225	122	108	103	95.4%	117	19	16.2%	220	25	11.4%
2	青森県	55	42	33	33	100.0%	22	9	40.9%	46	10	21.7%
3	岩手県	64	47	35	35	100.0%	29	12	41.4%	72	16	22.2%
4	宮城県	74	59	57	57	100.0%	17	2	11.8%	75	72	96.0%
5	秋田県	47	35	31	31	100.0%	16	4	25.0%	52	14	26.9%
6	山形県	43	28	26	25	96.2%	17	3	17.6%	42	42	100.0%
7	福島県	84	65	52	52	100.0%	32	13	40.6%	73	72	98.6%
8	茨城県	96	93	77	77	100.0%	19	16	84.2%	94	32	34.0%
9	栃木県	60	60	56	56	100.0%	4	4	100.0%	59	59	100.0%
10	群馬県	66	56	51	51	100.0%	15	5	33.3%	64	64	100.0%
11	埼玉県	144	144	141	141	100.0%	3	3	100.0%	140	137	97.9%
12	千葉県	129	128	119	119	100.0%	10	9	90.0%	128	111	86.7%
13	東京都	185	178	177	177	100.0%	8	1	12.5%	184	179	97.3%
14	神奈川県	154	153	153	153	100.0%	1	0	0.0%	150	150	100.0%
15	新潟県	82	69	54	48	88.9%	28	21	75.0%	82	82	100.0%
16	富山県	41	41	32	32	100.0%	9	9	100.0%	39	28	71.8%
17	石川県	45	30	27	27	100.0%	18	3	16.7%	45	42	93.3%
18	福井県	28	27	24	24	100.0%	4	3	75.0%	25	24	96.0%
19	山梨県	32	29	27	26	96.3%	5	3	60.0%	29	29	100.0%
20	長野県	80	64	56	55	98.2%	24	9	37.5%	79	79	100.0%
21	岐阜県	66	59	59	58	98.3%	7	1	14.3%	66	64	97.0%
22	静岡県	90	84	82	81	98.8%	8	3	37.5%	84	5	6.0%
23	愛知県	165	158	154	154	100.0%	11	4	36.4%	165	83	50.3%
24	三重県	57	49	46	46	100.0%	11	3	27.3%	57	57	100.0%
25	滋賀県	46	39	37	37	100.0%	9	2	22.2%	47	47	100.0%
26	京都府	57	55	45	45	100.0%	12	10	83.3%	57	55	96.5%
27	大阪府	157	135	151	133	88.1%	6	2	33.3%	175	0	0.0%
28	兵庫県	154	130	125	124	99.2%	29	6	20.7%	153	78	51.0%
29	奈良県	36	32	31	31	100.0%	5	1	20.0%	34	30	88.2%
30	和歌山県	34	27	29	26	89.7%	5	1	20.0%	41	37	90.2%
31	鳥取県	24	24	18	18	100.0%	6	6	100.0%	24	24	100.0%
32	島根県	36	21	20	20	100.0%	16	1	6.3%	37	37	100.0%
33	岡山県	63	57	48	48	100.0%	15	9	60.0%	58	56	96.6%
34	広島県	92	70	62	61	98.4%	30	9	30.0%	91	30	33.0%
35	山口県	49	43	38	38	100.0%	11	5	45.5%	48	48	100.0%
36	徳島県	29	29	26	26	100.0%	3	3	100.0%	28	28	100.0%
37	香川県	30	30	29	29	100.0%	1	1	100.0%	29	29	100.0%
38	愛媛県	46	39	28	28	100.0%	18	11	61.1%	44	8	18.2%
39	高知県	34	22	20	20	100.0%	14	2	14.3%	31	30	96.8%
40	福岡県	103	102	100	100	100.0%	3	2	66.7%	103	102	99.0%
41	佐賀県	37	30	24	23	95.8%	13	7	53.8%	32	32	100.0%
42	長崎県	57	51	35	34	97.1%	22	17	77.3%	57	34	59.6%
43	熊本県	49	46	41	41	100.0%	8	5	62.5%	49	49	100.0%
44	大分県	39	38	35	35	100.0%	4	3	75.0%	40	40	100.0%
45	宮崎県	37	31	30	30	100.0%	7	1	14.3%	36	36	100.0%
46	鹿児島県	68	45	34	34	100.0%	34	11	32.4%	71	70	98.6%
47	沖縄県	60	56	53	53	100.0%	7	3	42.9%	59	59	100.0%

司書教諭は「令和2年度 学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)、  
学校司書は「令和5年度 公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」(文部科学省)より

## 資料8 各市町策定の子ども読書活動推進計画（リンク集）

★ホームページに計画が掲載されている市町について、計画へのリンクを掲載

- ・ 敦賀市：[「第2次敦賀市子ども読書活動推進計画」](#)（令和5年4月策定）
- ・ 大野市：[「第四次大野市子ども読書活動推進計画」](#)（令和4年4月策定）
- ・ 勝山市：[「勝山市子ども読書活動推進計画」](#)（平成26年9月策定）
- ・ 鯖江市：[「第3次鯖江市子ども読書活動推進計画」](#)（令和4年3月策定）
- ・ 越前市：[「越前市子ども読書活動推進計画（第3次）」](#)（令和4年3月策定）
- ・ 坂井市：[「坂井市子どもの読書活動推進計画」](#)（平成29年3月第3次改定）<PDF>
- ・ 永平寺町：[「永平寺町子どもの読書活動推進計画」](#)（令和5年4月策定）
- ・ 池田町：[「池田町子どもの読書活動推進計画書（第2次計画）」](#)（平成24年3月策定）
- ・ 南越前町：[「南越前町子ども読書活動推進計画（第2次）」](#)（令和2年3月策定）
- ・ 美浜町：[「美浜町立図書館運営基本計画」](#)（令和3年11月策定）  
※子ども読書活動推進計画を包括して策定

※上記は令和7年1月時点の情報。最新のリンク集については、以下ホームページを参照のこと。

◆福井県教育庁生涯学習・文化財課 HP 「各市町策定の子ども読書活動推進計画」

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/syoubun/dokusyo/dokusyo-shimachi.html>